

東京建築士会 品川支部 規程

平成 25 年 4 月 16 日

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 この支部は、一般社団法人 東京建築士会 支部の名称使用に関する規定（以下「支部名称使用規定」という。）に基づく東京建築士会品川支部（以下「支部」という。）と称する。

(対象区域)

第 2 条 支部の対象区域は、品川区とその周辺とする。

(目的)

第 3 条 支部は、支部事業の遂行と支部会員、（以下「会員」という。）相互の連携強化により、地域のために建築士として社会貢献すると同時に、一般社団法人東京建築士会（以下、「本部」という。）の「支部名称使用規定」に準拠した必要な事業や協力を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 支部は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1) 住民及び行政への建築士としてのまちづくりのための協力貢献
- 2) 会員相互による勉強会の開催
- 3) 建築の専門分野の有識者による講習会の開催
- 4) まちづくりのための関連講習会の開催
- 5) 会員相互の交流と親睦に関わる事業
- 6) その他支部の目的を達成するための事業

(事務局)

第 5 条 支部は会の運営のため事務局を品川区内に置き、会計年度ごとの持ち回りとし総会の承認をもって決定する。又、事務局の再任は妨げない。

第二章 会 員

(会員資格)

第 6 条 支部の会員（以下「会員」という。）は、品川区及び周辺に在住または在勤の東京建築士会会員（以下「正会員」という。）とする。また、会員とは別に準会員、協賛会員及び顧問を下記の要領で設けることができるものとする。

- 2 準会員は本会の主旨に賛同し会の推薦を受け、幹事会で承認された者とし、建築士以外の者も可とする。
- 3 協賛会員は、本会の主旨に賛同し活動事業に協賛するもの。また、志を同じくする各所団体及び企業、行政機関、教育機関、及び NPO（非営利法人）等とする。
- 4 顧問は、学識経験者等で会員の推薦を受け、幹事会で承認されたもの。

(入会)

第 7 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に支部会費等を添えて、支部に提出しなければならない。

- 2 その他入会に関する事項は、別に定める。

(退会・除名)

第8条 会員が退会しようとするときは、支部に申し出なければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するにいたったとき、会長は幹事会の議決を経たうえで、これを除名することができる。
 - 1 この会の名誉を棄損した者
 - 2 第3条の目的主旨に反した行動をした者
- 3 前2号のほか、退会若しくは除名に関する事項は、別紙に定める。

第三章 役員

(役員)

第9条 支部に、次の支部役員（以下「役員」という。）を置く。ただし、支部監事は他の役員を兼ねることができない。

- | | |
|------------------|------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 2名以上 |
| 幹事（支部長及び副支部長を含む） | 5人以上 |
| 会支部監事 | 2名 |
| 会計 | 1名 |

(役員を選任・解雇)

第10条 総会において幹事を選出し、その互選によって支部長及び副支部長を選任する。

- 2 支部長は、幹事会の協議により、選出された支部監事を任命する。

(役員職務)

第11条 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、総会及び幹事会の議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長より指名された副支部長が支部長の職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会が議決した支部会務を遂行する。
- 4 支部監事は、支部の経理並びに会務執行状況を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、任期途中における補欠役員任期は、前任の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。
- 3 支部長の再任任期は、原則として連続3期までとする。

(役員補選)

第13条 支部長が欠けたときは、第10条に準じて補選する。

- 2 支部長を除く役員に欠員が生じたときは、幹事会の協議により補充する。

第四章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

- 2 月例会は原則毎月1回開催し、自由参加とする。

(総会)

第15条 総会は、第6条の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第16条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後、3カ月以内に支部長が招集する。

2 臨時総会は、次の場合に支部長が招集する。

- 1) 支部監事が必要と認めたとき。
- 2) 支部正会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示し要求があったとき。

(総会の決議事項)

第17条 総会は、次の事項を決議または承認する。

- 1) 支部規定の設置及び変更
- 2) 会員の入・退会等に関する事項
- 3) 事業計画及び収支予算の承認
- 4) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- 5) 支部の解散及び清算
- 6) その他幹事会で必要と認めた事項

(議会の決議及び議決権)

第18条 総会の決議は、総支部会員の議決権の1/2を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。(委任状を含む)

2 総会における議決権は、正会員であるものが有し、1人につき一個とする。

(総会に関するその他の事項)

第19条 前5条のほか、総会に関する事項は、別に定める。

(幹事会)

第20条 幹事会は、支部長、副支部長及びその他の幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、支部長が随時招集し、支部会務の執行に必要な事項を審議し、決定する。
- 3 監事は、必要に応じて幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 その他幹事会に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第21条 支部は、その事業活動の円滑化に資するため、必要に応じて委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、会員をもって組織する。ただし、必要に応じて会員外の専門家を委員に加えることができる。

第五章 会 計

(経理)

第22条 支部の経費は、「支部名称使用規程」の支部支援金のほか、支部会費、事業から生じる収入、寄付金、その他の収入で支弁する。

- 2 寄付を受けるときは、幹事会の承認を必要とする。

(会計年度)

第23条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部名称使用規程による報告)

第24条 支部名称は「支部名称使用規程」第7条による報告を行う。

(資産の管理)

第25条 支部の資産は、支部長が管理し、その方法は幹事会の議決により定めるとともに、本部理事会の承認を得なければならない。

第六章 雑 則

(定款準備事項)

第26条 この規程に定めのない事項については、支部規定に準拠するものとし、この支部の運営に必要な事項は、幹事会の決議により定める。

附 則

この規定は、平成25年5月21日から施行する。